

2021年5月14日

意見書

審査庁 天理市教育委員会 御中

審査請求人

2020年度会計年度任用職員

天理市立西中学校人権教育推進教員

2021年4月28日付天理市教育委員会(以下「天理市教委」)教育長伊勢和彦の弁明書につき、下記の通り意見を述べる。

第1 審査庁について

本件申立て審査庁が、審査請求人に対して違法行為・不当行為をした当該天理市教委であるので、審査の公平・公正が担保されない。制度上、天理市教委が審査に当たる仕組みになっているとは言うものの、第三者委員会で審査すべきである。

第2 天理市長に対する救済申立てとの関連

審査請求人が2021年3月16日に天理市長に救済申立てしたことに対する天理市の対応は、初めに結論ありきの申立て聴取であった。対応した天理市長公室長上田茂治氏(以下「公室長上田氏」)、市長公室人事課長岩田俊樹氏、天理市法務専門官臯月宏彰氏の3名のうち、公室長上田氏は、救済申立ての判断をするのは天理市教委であり、「救済申立て却下」の結論は変わらないと通告した。救済申立人の意見陳述以前に、既に天理市教委は救済申立て却下の結論を出していた。要するに救済申立ては、救済申立人の事情を聴取したという事実を作るための形式的聴取であった。換言すれば、救済申立人に意見を述べさせて、そのガス抜きをするための場でしかなかった。

救済申立ての結論を出すのは、救済申立人に違法行為・不当行為をした当該天理市教委であり、「泥棒が、自らの犯罪を調べ、捕まえる」が如きで、救済申立てが全く意味をなさない。公平・公正が担保される救済制度を取るべきであった。

天理市役所職員は、2・3年で異動する。立場が変わって、救済申立てや苦情等の対応を迫られた場合、お互いの立場を付度・斟酌して、曖昧に解決する。市役所職員同士で庇いあうなれ合いがみられる。要するに、明確に判断せず、その場凌ぎのいい加減な対応をする。救済申立ての対応は、まさしくその典型である。

昨今、社会問題となっている事象で、財務省近畿財務局(以下「近畿財務局」)が森友学園に国有地を不当な安価で払い下げ、その過程で財務省本庁幹部職員が文書改ざんを部下に命じ、その実務を負わされた近畿財務局職員が自死した。そのことを巡って、自死した近畿財務局職員の配偶者が国を被告にして訴訟を提起したが、行政機関が組織として行った犯罪は隠蔽し、情報を公開せず、言い逃れする行為と、天理市教委の審査申立人に対する任用切りは本質的に同じである。被害を受けた人は、訴訟でしか行政機関の違法・不当行為を明らかにすることができない。

地方公務員法は、学校での労働問題は労働基準法(以下「労基法」)の適用外と定めている。「悪法も

法なり」の典型で、天理市教委の違法・不当行為に対して労働基準監督署は手を出せない。民間企業が労基法に違反すれば労働基準監督署が立ち入り調査し、必要な命令を発することができるが、学校を管轄する天理市教委はアンタチャブルで労働基準監督署が手を出すことができない。国が行政を守るために定めた悪法であるが、法として存在するので、前述のように違法・不当行為を受けた人は訴訟でしか行政組織、天理市教委の責任を追及できない。しかも、国家賠償法では、違法・不当行為をした公務員個人、天理市教委教育総務課長、同まなび推進課長個人を相手に民事訴訟を提起できない(本件で民事訴訟を提起する場合、天理市が被告となる)。公務員は極めて恵まれた、保護された環境にある。

この意見書も意味を持たない可能性が大で、「天理市教委相手にせず」という考えが妥当かもしれない。審査申立てをしても結論が想定できるが、救済申立人としては取りうる唯一の手段であるので、無駄とは承知で申立てする。

第3 天理市教委弁明書(以下「弁明書」)について

弁明書第2「不開示の決定理由とその正当性」(以下「不開示決定」)①の令和3年度小学校人権推進教員(会計年度任用職員)選考(以下「選考」)の起案・決済文書不開示は、審査請求書で述べた通りであり繰り返しは避けるが、(ア)選考に係る事前・事後の会議も実施せず、選考の公平・公平・適格性が担保されていない。恣意的選考が行われた証左である。(イ)天理市教委は、地方公務員法が定める人事評価をしていない違法を認めても、誰もどの機関も天理市教委を処罰することができないという無法状態である。従って、選考委員である天理市教委教育総務課長及び同まなび推進課長は、選考委員の適格性を欠く。弁明書は、選考委員の資格という文言を、審査請求書の文脈で理解できていない、次元の低い弁明書である。

不開示決定②の不開示理由は、選考委員の選考に臨む努力不足、知識不足を露呈している。毎年、同じ質問しかできないという選考委員の次元の低い選考で、選考委員が試験内容について創意工夫ができていないので開示できない。不開示理由の「不当な利益又は不利益をもたらす恐れがある」というのは選考委員自身が「不当な利益又は不利益をもたらす」のである。

特にまなび推進課長は、2021年2月の人事に関する組合交渉で、質問した天理西中人推教員(当時)兼審査請求人を叱責し、その後で謝罪した。この経緯は、この組合交渉に参加した全ての組合員が聞いていた客観的事実である。その様な不当・不適切発言をする人間に選考委員の適格性はない。

第4 結語

以上の理由から、天理市教委は直ちに審査請求人の申立を受け入れ、開示請求通り全面開示すべきである。